

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第12号

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取市特別医療費助成条例（昭和48年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「訪問看護ステーション」を「訪問看護事業所」に改め、同条第2項中「訪問看護ステーション」を「訪問看護事業所」に改め、同項の表中「訪問看護療養費の給付」の次に「（以下「訪問看護療養給付」という。）」を加え、同条第3項中「、保険医療機関」の次に「又は訪問看護事業所」を、「、外来給付」の次に「又は訪問看護療養給付」を加え、「保険医療機関において外来給付」を「保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付」に、「外来給付を除き」を「外来給付又は訪問看護療養給付を除き」に改め、同条第4項中「保険医療機関」の次に「又は訪問看護事業所」を、「とする。）を」の次に「、訪問看護療養給付にあつては同法第88条第4項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。